

# 妊娠、そして出産へ

## ●母子保健サービスの流れ

妊娠から出産、産後までお子さんの成長に合わせてさまざまな母子保健サービスを行っています。  
妊娠中や出産後に必要な手続きや健診がありますので、事前に確認しておきましょう。

### 妊娠がわかったら



#### ◆「妊娠届」と「母子健康手帳」

妊娠がわかったら、下記の窓口で「妊娠届」を記入し、「母子健康手帳」を受け取りましょう。  
その際、「母と子の保健バッグ」をお渡ししています。  
その中に、妊婦健診検査の「受診票」が入っています。  
妊婦健診検査を受診する際に必要ですので、大切に保管してください。

【受付窓口】健康会館、子ども家庭支援センター、市民課、窓口サービスセンター、連絡所（東部・西部・富士見）

\*健康会館では、保健師、助産師による妊婦サポート面接を行っています。初回面接を受けた方には、ギフトをお贈りしています。

#### ▶妊娠サポート面接（初回・8か月）

安心して妊娠生活をおくり出産できるよう、すべての妊婦さんに保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介をしています。妊娠中であればいつでも受けすることができます。詳しくは、健康会館（健康推進課）へ。  
☎ 042-527-3234

### こんにちは赤ちゃん訪問



#### ◆「赤ちゃん連絡票」を提出しましょう。

出産後、母子健康手帳交付時にお渡しした「赤ちゃん連絡票」を乳幼児医療費助成や児童手当の申請時（p.50参照）と一緒にご提出いただくか、早め（生後14日以内）に健康会館へ郵送しましょう。

「赤ちゃん連絡票」の内容を確認して、保健師や助産師がご記入いただいた連絡先にご連絡し、ご自宅におうかがいいたします。赤ちゃんの体重測定や授乳のこと、お母さんの健康状態などの相談、市の子育て支援サービスのご案内をします。訪問でアンケートに回答いただいた方には、ギフトをお贈りしています。

#### ◆産後ケア

出産後、手伝ってくれる人がおらず、疲れから体調が悪い等サポートが必要な場合、医療機関において宿泊やデイケアを利用することができます。詳しくは、健康会館（健康推進課）へ。☎ 527-3234

### 健康診査



#### ◆成長段階に応じた「健康診査」を必ず受診しましょう。

市（健康会館）で実施するものと、指定医療機関で実施するものがあります。  
乳幼児の成長を確認する大切な健診です。忘れず受診しましょう。

3~4か月児健康診査  
(市で集団実施)

お子さんが3か月の月に個別に通知します。  
健康会場で赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしています。

6~7か月児健康診査

指定医療機関で受診してください。

9~10か月児健康診査

指定医療機関で受診してください。

1歳6か月児健康診査  
(市で集団実施)

お子さんが1歳6か月の月に個別に通知します。

2歳児歯科健康診査  
(市で集団実施)

お子さんが2歳の月に個別に通知します。  
希望者にフッ素塗布を行っています。

3歳児健康診査  
(市で集団実施)

お子さんが3歳の月に個別に通知します。

### 予防接種



#### ◆「予防接種」、接種時期を忘れずに

ワクチンの種類によって接種時期や受け方が違います。（p.10参照）

お子さんの体調、病気の流行状況をみて、かかりつけ医と相談して決めてください。  
「予防接種手帳」（予防接種の問診票等一式）は、生後2か月までにご自宅に郵送します。

### 3歳児健康診査以降は何もないの？

3歳児健康診査以降も、子どもの健康や発達について、公費（無料）で受けることができるものがあります。

■ 5歳児相談：市内の保育園・幼稚園に通っている年中クラスの保護者にお知らせを配布します。市民の方。（p.60参照）

■ 就学時健康診断：次年度小学校に入学するお子さんの保護者に通知します。（入学予定の小学校で受診）

### 赤ちゃんが生まれたら



#### ◆「出生届」を提出しましょう。

出産をしたら、赤ちゃんが産まれたことを届出しましょう。生まれた日を含めて14日以内に「出生届」を提出し、「母子健康手帳」に「出生届出済証明」を受ける必要があります。

【受付窓口】市民課\*、窓口サービスセンター

\*平日の開院時間外・土曜日・日曜日・祝日に提出する場合は「夜間・休日受付窓口」でお受けしています。

#### ◆各種手当の申請、忘れないに

児童手当や乳幼児医療費助成<sup>※1</sup>等、さまざまな子育て家庭への助成・支援制度があります。忘れずに申請をしましょう。（p.49～参照）

